

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	松田 好史
論文題目	内大臣の研究 —明治憲法体制と「常侍輔弼」—

審査要旨

内大臣とは、戦前日本において天皇を「常侍輔弼」する役目を担った官職であり、機能上、国務面でも宮務面でも天皇および元老と密接なかかわりをもつ重要な位置にあった。本論文は、この内大臣に関して、創設から廃止までを一貫した視座のもとに追跡したものであり、各時期における内大臣の位置・役割を解明し、さらにその変遷経緯の原因を分析することによって、明治憲法体制を動的に把握することをめざしている。

論文は時系列に即した各章から構成されており、第一章では、内閣制度創設に伴う内大臣の設置以後、明治期を通じての内大臣の「常侍輔弼」状況について検討している。まず、内大臣に関し制度的な整理を行ったうえで、具体的な対象である三条実美と徳大寺実則に関して検討し、この時期については、内大臣を含む天皇側近の間の役割分担の流動性などが指摘されている。

第二章では、大正天皇の即位に伴う桂太郎の内大臣就任から一九二二年の松方正義の内大臣退任までを扱っている。政治的経験が未熟な大正天皇を輔佐する必要から元老が内大臣を兼ねるようになり、「常侍輔弼」のあり方が「代行型」に変化していったこと、元老と内大臣の役割分担に混交が生じ、内大臣の関与範囲が拡大していったことなどが指摘されている。

第三章では、元老層の退潮を受けて内大臣に就任した平田東助期を扱い、長老政治家平田は属人的な政治力を駆使して「代行型」の輔弼を行っていたこと、摂政官に対して徳育的な進講を行っていたことなどが指摘されている。

第四章では、牧野伸顕期を扱い、政党内閣の出現と昭和天皇の即位という事態をうけて、内大臣の輔弼が「側近型」に転じていったことを明らかにする。また、牧野の出仕頻度の低さが、他の側近が宮中意思の決定に介入する契機となり、それが「側近集団型輔弼方式」の形成をもたらしたとされている。

第五章では、斎藤実・湯浅倉平期を扱い、湯浅の就任後に「側近集団型輔弼方式」が崩壊して、次第に「内大臣単独輔弼方式」に移行していったとする。その原因については、内大臣の出仕が常時化したこと、天皇と湯浅・木戸が側近の役割分担の厳格化を志向したことに求められている。

最後の第六章では、内大臣による「常侍輔弼」が制度化した木戸幸一期を扱い、このような「常侍輔弼」様式が制度化への木戸の志向性によるものであったことを明らかにする。また、木戸による「側近型」の特徴として「情報管理者」的な機能が指摘されている。

これら各章を通じての分析の主眼は、内大臣の役割変化を把握し、個々の内大臣を全体の流れの中に位置づけること、内大臣の「常侍輔弼」がいかんにか制度化され、運用されたかに注目すること、個々の内大臣の政治的資源や外的要因がいかんにか「常侍輔弼」のあり方に影響を及ぼしているのかを検討することにある。

これらを通じて宮中と府中の関係や国家意思の決定様式の推移を解明することが意図されている。

以上のような内容と視点からなる本論文の意義は、第一に、すべての内大臣を分析対象とすることによって、これまで部分的にしか検討されてこなかった内大臣の全体像に迫った点にある。本論文によって内大臣の役割やその位置を通時的に把握することが可能となり、内大臣の歴史的变化の態様を通じて、明治憲法体制下における天皇と天皇側近勢力の全体的な配置とその推移を見渡し得ることとなった。

第二に、本論文の重要な貢献は、これらの検討を通じて内大臣像の類型化をはかったことにある。すなわち、内大臣の「常侍輔弼」のあり方を、天皇に代って諸機関・諸勢力間の調停・調整にあたる「代行型」と、天皇からの下問などに応じて天皇意思の形成に参画する「側近型」に分類し、また、その輔弼方式についても、他の天皇側近の参画・協議を得て輔弼する「側近集団型輔弼方式」と、他の側近を排除する「内

大臣単独輔弼方式」に二分した。このような把握法は、今後の研究において参酌されるべき枠組みとなるう。

第三の意義として、各種史料を活用することによって、個々の内大臣の理念・志向性や人脈などの政治的資源を解明し、これを通じて天皇側近勢力の人的配置や人物像の研究に貴重な情報を提供したことがあげられる。天皇との関係や、各種人脈にみられる人的ネットワークの追究は、論者が最も得意とするところとなっている。

以上の意義を確認したうえで、さらに検討を要する課題を指摘しておく。まず、動的把握をめざすとしているにもかかわらず、類型・方式の抽出に検討の重点がおかれているため、日本近代史全体のなかでの内大臣の位置づけや、明治憲法体制の全体構造と内大臣との関連性が必ずしも定かではない。また、分析が内大臣経験者の手法・志向性・資質や人的関係の解明に傾斜しているため、国際情勢や国内の政治・社会状況との関連性の究明が弱く、構造的な把握を欠く結果となっている。さらに、全期間の内大臣を対象としてはいるものの、論者のもともとの関心対象時期である昭和期に比し、明治期の分析が弱くなっている。その反面、明治期においてなされた制度史的分析が、その後についてはなされていない。これらを総じて、「内大臣の研究」という表題に相ふさわしい内容へのさらなる研究展開が期待される。

ただし、これらはいずれも論者の今後の課題であって、本論文は博士（文学）の学位を授与するに値するものと判断される。

公開審査会開催日	2013年 4月 2日		
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士（文学）早稲田大学	大日方 純夫
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士（文学）京都大学	鶴見 太郎
審査委員	早稲田大学文学学術院・准教授	博士（文学）早稲田大学	真辺 将之